

安心して暮らせるために



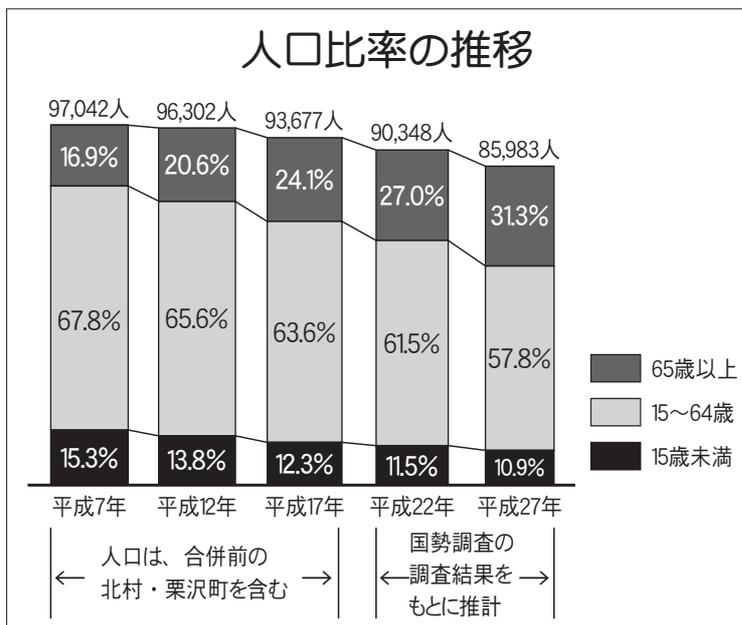
全国的に、少子高齢化が進む中、私たちのまちも例外ではなく、人口が減少し、地域を支える人たちの活気が低下する心配や、これからの岩見沢を担う子どもたちを健やかに育てていくための支援の充実など、多くの課題に直面しています。

このような厳しい現状を踏まえ、「人にやさしい温かい街づくり」をさらに進めるため、福祉や医療などの充実を図る事業を進めています。

検討委員会からの答申

昨年5月、700人を超える市民で構成している健康と福祉を高める市民会議から、「少子高齢社会の急速な進展や、今後、さらに厳しくなる市の財政状況を踏まえ、市が実施している独自の福祉施策について、広く市民から意見を求め、見直しなどの早急な検討が必要」との提言があり

人口比率の推移



新たな事業・拡充した事業

子育て関連

事業名	内容
乳幼児等医療助成事業	今年の10月から、入院医療費無料の対象を、就学前から小学6年生までに拡充
妊婦一般健康診査受診料助成事業	妊婦一般健康診査受診料の助成を、2回から5回に拡大(12ページ参照)
乳幼児全戸訪問事業	保健師や助産師が、生後4か月までの子どもを持つ全家庭を訪問(12ページ参照)
保育料第3子助成事業	小学3年生から数えて、第3子目以降の保育所・幼稚園の保育料や入園料を無料化

高齢者関連

事業名	内容
長寿祝金支給事業	88歳の方に2万円、99歳の方に3万円を贈呈し、長寿を祝うとともに敬老思想の高揚を図る
高齢者検診受診料助成事業	後期高齢者医療制度の対象になる75歳以上の方に、健康診査やがん検診などの検診時の負担金を無料化
介護サービス利用料の軽減	市民税非課税世帯の方に、訪問介護(ホームヘルプ)サービスの利用者1割負担を2分の1軽減(11ページ参照)

健康づくり関連

事業名	内容
市民健康づくり推進事業	市民の健康増進を図るために、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる体操に取り組む

廃止した事業

- ▶ 敬老年金支給事業... 80歳以上の方にお祝金を贈呈してきました。ただし、北村地区は、80、90、99歳の方にお祝金、85歳以上の方に敬老年金を、栗沢町地区は、77、88、99、100歳の方にお祝品などを贈呈してきました。
- ▶ 独居老人上下水道料等助成事業... 市民税が均等割以下の独居老人に、上下水道料金の基本料金を助成してきました。ただし、北村地区は、市民税が非課税の高齢者世帯等のし尿くみ手数料などを2分の1助成してきました。
- ▶ 融雪施設設置資金融資・補助事業... 融雪施設を設置する方に、設置資金を無利子で融資をあっせんしてきました。ただし、栗沢町地区は、設置費の3分の1を補助してきました。



子どもたちに昔ながらの遊びを伝承し、世代を超えた交流を深める三世代交流会

ました。

この提言を受けて、市が、独自に行っている福祉施策の今後のあり方について、広く市民の声を反映し検討するため、昨年7月、公募による市民のほか、高齢者や障がい者、子育てなどの関係団体の代表や有識者の計17人で構成する、岩見沢市福祉施策検討委員会を設けました。

この委員会では、少子高齢化の進行や、より一層厳しくなることが予想される財政状況を踏まえながら、各事業について活発な議論を行い、昨年11月に、「将来、市民にとって必要な福祉施策を長く維持するため、現在の社会情勢になじまなく

なつた事業や、役割を終えたと判断される事業などについては、廃止を含めて見直すこと。また、見直しにより財政負担の軽減を図ることで生じた財源は、子育て支援や健康づくり、疾病予防などに可能な限り振り向けることが必要」という答申を行いました。

必要な事業に

市はこの答申を受け、次の世代を担う子どもたちの将来に、出来る限り負担を残さないようにすることや、今、市民が最も必要とする施策にしていくことを重視し、そして、事業を計画した当初の目的が時間の経過とともに、現在も市民に必要なサービスかどうか立ち返り、制度や施策の原点にまで踏み込んで見直しの検討を行いました。

その結果、今年度は、事業の目的、効果、将来の財政状況や市民の負担、さらには市民に必要なサービスとは何かなど、様々な観点から事業を見直し、さらに、新しい事業や各種事業の内容を拡充して、健康づくり、子育て支援、高齢者の施策をはじめとして、市民の皆さんが安心して暮らすことができる施策に取り組むことになりました。

4月から

後期高齢者医療制度が始まりました

75歳以上のすべての方と、65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがある方が加入する後期高齢者医療制度が、4月1日から始まりました。

被保険者証の提示方法が変わります

3月まで

被保険者証
+
老人保健受給者証

変わります

4月から

後期高齢者医療
被保険者証

- 重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方は、4月からは後期高齢者医療被保険者証と一緒に提示してください。
- 後期高齢者医療被保険者証が届いていない場合は、至急ご連絡ください。

これから75歳になり、被保険者となる方

誕生日までに被保険者証を送付しますので、誕生日から使用してください。

保険料額の通知時期

- 4月の年金から特別徴収になる方

年金支給月（特別徴収月）					
4月	6月	8月	10月	12月	平成21年2月
仮徴収			本徴収		
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めます。仮徴収額は、4月上旬に通知します。			前年の所得が確定後、平成20年度の保険料額が決まります。本徴収は、保険料年額から仮徴収額を差引いた額を納めます。平成20年度の保険料額は、7月に通知します。		

- 4月の年金から特別徴収にならない方

平成20年度の保険料が決まる7月に、1年分の保険料額を通知します。

問合せ 市高齢・介護室医療給付係

4月から

訪問介護サービス利用者負担を軽減します

これまで、介護保険の被保険者が訪問介護（ホームヘルプ）サービスを利用した場合、利用者の負担額は原則1割となっていました。

4月から市は、要介護（要支援）認定を受けていて、保険料に未納のない市民税非課税世帯の方に、申請により利用者負担額の2分の1を助成します。なお、対象になる方は、市に申請を行い、利用額軽減確認証の交付を受ける必要があります。

3月まで

介護保険給付 9割	利用者 負担1割
--------------	-------------



4月から

介護保険給付 9割	市負担 2分の1	利用者負担 2分の1
--------------	-------------	---------------

現在、訪問介護サービスを利用している方、または今後利用する予定の方は、ケアマネジャーやホームヘルパーなどにご相談ください。

平成20年度介護保険料の「仮徴収」

- 65歳以上の方で、特別徴収(年金から天引き)されている方の介護保険料は、今年の2月に年金から天引きされた額と同額を「仮徴収」として、4・6・8月の年金支給月に天引きします。また、昨年10月からの徴収額が極端に増減した方は、6月と8月の徴収額を変更して調整します。
- 10月以降の介護保険料は、前年の本人所得と世帯の市民税の課税状況などにより算出した年間保険料(下の表)から、「仮徴収」で納めた額を差し引いた残りの額を「本徴収」として10月と12月、平成21年2月に支給される年金から天引きします。
- 今年の4月と6月から特別徴収が始まる方には、別途通知します。
- 普通徴収(年金から天引きされず納付書払い・口座振替)の方は、平成20年度分の納付通知書を7月中旬に送付しますので、7月から平成21年2月までの8期に分けて納めてください。

□介護保険料と所得等による区分

金額は年間の保険料で、基準額は3,800円です。

段階	対象者	平成20年度の保険料と計算方法	
1	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で市民税が世帯全員非課税の方	22,800円	基準額 × 0.50 × 12か月
2	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方		
3	世帯全員が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方	34,200円	基準額 × 0.75 × 12か月
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税が非課税の方	45,600円	基準額 × 1.00 × 12か月
5	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円未満の方	57,000円	基準額 × 1.25 × 12か月
6	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上の方	68,400円	基準額 × 1.50 × 12か月

問合せ先 市高齢・介護室介護保険係、北村・栗沢支所保健福祉課国保・介護係

4月から

妊婦一般健康診査受診票の発行枚数を増やします

妊娠した方が、安全で安心して出産を迎えるためには、かかりつけの病院を持ち、定期的に健診を受けることが重要です。

市はこれまでも、妊娠の届け出をした方に、母子健康手帳のほか、検診費用の一部を負担する、妊婦一般健康診査受診票(受診票)を2枚交付してきましたが、4月1日以降に妊娠の届け出を提出する方から、この交付枚数を5枚に増やします。

ただし、3月31日までに妊娠の届け出を行い、1枚目を交付されている方は、妊娠25週目以降に使用する受診票を2枚交付します。なお、すでに受診票を2枚交付されている方は、今回の交付枚数の変更には該当しません。

4月から妊娠の届け出や母子健康手帳、受診票の交付は、岩見沢保健センターのみで行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

3月まで

発行	発行時期
1枚目	妊娠届出時
2枚目	妊娠20週目以降

変わります

4月から

発行	発行時期	使用時期
1枚目		妊娠8週目前後
2枚目	妊娠届出時	妊娠20週目前後
3枚目		妊娠24週目前後
4枚目	妊娠25週目以降	妊娠30週目前後
5枚目		妊娠36週目前後

生後4か月ごろまでの子どもを持つ、市民の皆さんへ

お母さんの産後の体調確認や育児相談などのために、保健師または助産師が、赤ちゃんが生まれたすべての家庭を訪問しますので、お気軽にご相談ください。

なお、訪問する日時などは、こちらから連絡します。

問合先 岩見沢保健センター(10西3) ☎25局5540

国保加入の皆さん!

脳ドックを受診しませんか

- 対象
- 岩見沢市の国民健康保険に加入している50歳から70歳までの方
 - 平成20年3月31日現在、保険料を完納している方、もしくは5月までに完納見込みの方
- ペースメーカー、人工内耳を埋め込んでいる方、すでに脳外科等で治療を受けている方はご遠慮ください。また、金属や機器が体内にある方は検査を受けられない場合があります。
- 実施期間 平成20年5月～平成21年3月(受診日等は市で指定し、後日連絡します)
- 実施医療機関 市立総合病院(9西7)、岩見沢脳神経外科(8西19)
- 検診料金 5,000円
- 実施人数 100人(応募者多数の場合は、初めて受診する方を優先して抽選します)
- 申込期限 4月15日(火)(当日消印有効)
- 申込方法 封書または、はがきで、住所、氏名、生年月日、電話番号、被保険者証番号を記入し、郵送してください。電話等での受け付けは行いません。
- 申込・問合先 ☎068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所健康推進課国保係
- 申し込みは、封書または、はがき1通で1人分とし、1人1回限りです。